

2016年11月1日

会員各位

一般社団法人日本新生児成育医学会

理事長 楠田 聡

[重要]

**年会費クレジット決済システム導入のお知らせと
2017年度会費納入のお願い**

平素は学会活動にご支援賜り、厚く御礼申し上げます。

これまで本会の年会費は、年度初めに請求書および郵便振替用紙を全会員にお送りし、郵便局での振り込みをお願いして参りましたが、「郵便振替は不便」「簡便に納入できる方法を検討してほしい」との声が多数寄せられておりました。

そこで、このたび新たにクレジットカード決済システムを導入いたしました。従来の郵便振替口座もご利用になれますが、多くの方にクレジットカード決済をご利用いただくことによって、入金管理事務の省力化、学会運営の円滑化につながります。

これに伴い、従来の請求書・郵便振替用紙の全会員への送付を廃止し、先生方ご自身にて、本会ホームページ(<http://jsnhd.or.jp/>)の会員専用サイトから納入方法を選択していただく方法に変更いたします。

**【会費納入手順のご案内】に沿って、会員専用サイトにアクセスし、
2017年3月31日(金)までに、2017年度会費の納入手続きをお願い申し上げます。**

なお、来年以降は、「年会費納入のご案内」を文書（郵送）ではなく、E-mailにてお知らせする予定です。近年、学会から会員の先生方へのご連絡にE-mailを用いる機会が増えてまいりました。緊急性、公益性の高い情報を、全会員宛に送信させていただくこともあります。これを機に、会員専用サイトでの先生ご自身のご登録内容をご確認いただき、受信可能なメールアドレスを設定していただきますよう併せてお願いいたします。

何卒ご理解いただき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

【会費納入手順のご案内】

【設定入力推奨期間】 2016年11月1日～2016年12月26日

*誤請求や重複請求を防ぎ、事務手続きを円滑に行うため、何卒ご協力ください。

- ① 学会ホームページ (<http://jsnhd.or.jp/>) から「会員専用サイト」にお進みください。
 - *ID・パスワードが分からない場合は <https://jsnhd.or.jp/reminder/>よりお手続きが可能です。
 - *登録メールアドレスが不明な場合は事務局にご連絡ください。
 - ② 右側 Menu 下から 2 番目の「登録情報編集」をクリックしてください。
 - ③ 先生ご自身の登録内容が表示されます。
 - *所属先、自宅、学会誌送付先やメールアドレスなどを確認し、変更がある場合は入力してください。
 - *メールアドレスは受信可能なものを必ず設定してください。
 - ④ 「会費納入状況」と「請求金額」欄をご確認ください。
 - ⑤ 「年会費お支払い方法」欄で、「クレジットカード決済」または「郵便振替」を選択してください。
 - *初期設定は「クレジットカード決済」となっています。
 - ⑥ 画面の一番下の「内容変更登録する」のボタンをクリックしてください。
 - ⑦ 会員情報を更新したことが画面に表示され、ご登録いただいたメールアドレスへ確認メールが届いていることをご確認ください。
 - ⑧ クレジット決済を選択された方：
 - 1) 右側 Menu の一番下の「年会費クレジットカード決済」をクリックしてください。
 - 2) ご登録内容に不備がなく、請求金額が 0 でない場合には、画面一番下に URL が表示されます。
 - 3) URL をクリックしていただくとテレコムクレジット社の決済画面に移動します。
 - 4) 画面に表示されている申込金額に間違いがないことを確認の上、クレジットカード番号、有効期限、氏名、電話番号、メールアドレスをご入力いただき、決済をお願いいたします。
 - *カードの名義が会員登録されている氏名と異なる場合は、決済後に事務局までご連絡ください。
 - *領収書は発行いたしませんので、ご希望の場合は事務局までご連絡ください。
- 郵便振替用紙を選択された方：
- 約 1 週間で郵送にて請求書と振込用紙お送りいたします。お手元に届きましたらお近くの郵便局よりお振込をお願いいたします。ご入金確認後、事務局より領収書を発行いたします。

【ご注意】

*必ずお読みください！

◎二重納入に十分ご注意ください！

2017年3月末までに会費納入が確認できなかった会員には、4月に郵送にて請求書および郵便振替用紙をお送りいたします。請求書と郵便振替用紙が届いた後にクレジットカード決済を選択される場合には、二重納入に十分ご注意ください。

重複して納入された場合は翌年度分として受領し、返金はいたしません。

◎毎年 Web 画面での手続きが必要です！

クレジットカード決済を選択された場合でも、翌年度自動引落にはなりません。今後、事務局から毎年 10 月に会員の先生方に E メールにて「年会費納入のご案内」を送信いたしますので、毎年お手続きをお願いいたします（必ず受信可能なメールアドレスをご登録ください）。